

管理 No. n004

### 不利益処分の処分基準（個票）

所管部署：設計工務部給排水課

( 管理係 / 内線:252 )

根拠区分	法律 条例	
処分の名称	給水装置工事事業者の指定取消し	
処分権者	水道事業者(公営企業管理者)	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	水道法  (昭和32年法律第177号)
	根拠規定条項	第25条の11
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	  ( 年 第 号)
	基準規定条項	
	処分基準	(指定の取消し) 第二十五条の十一 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。 一 第二十五条の三第一項各号に適合しなくなつたとき。 二 第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。 三 第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。 四 第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 五 第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。 六 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。 七 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。 八 不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。 2 第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。
行政手続法(条例) 第13条適用関係	聴聞	
本票の作成日	平成29年 1月10日作成	
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正	

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準等 補足	